

県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 やまだ ゆうと
山田 雄斗（男）
- 2 年 齢 34歳
- 3 所 属 福岡県立春日高等学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年8月27日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和7年6月11日（水）午後7時頃、校内において、動画撮影状態のスマートフォンを設置して女子生徒複数名が更衣する姿を盗撮した。

被処分者は、この行為により同月30日（月）に逮捕された後、同年7月18日（金）に性的姿態等撮影罪で略式起訴され、同日、罰金50万円の略式命令を受けた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。